

第4次地球温暖化対策に係る実行計画（事務事業編）（概要）について

1. 地球温暖化対策に係る実行計画について

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合等）に温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられている。

2. 実行計画対象期間

2025（令和7）年4月～2031（令和13）年3月の6年間とする。

3. 温室効果ガスの排出削減目標の考え方

組合が行う事務は多岐にわたるため、「各施設の事務事業に係る一般活動」と「一般廃棄物の焼却に係る活動」の2グループに分けて目標を設定する。

基準年度の2013（平成25）年度から令和5年度までの削減率を基に、2030

（令和12）年度の施設削減目標を50%として計算し、2024（令和6）年度以

降の削減率を算定した。

※実行計画における構成市町の動向に併せて2030（令和12）年度の**削減目標50%**を目指す。

4. 削減目標の設定

① 組合全施設の削減目標

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「33.5%」削減する。

32,500.0 t-CO₂ → 21,609.8 t-CO₂
（2013（平成25）年度）→（2030（令和12）年度）

② 施設の事務事業の削減目標

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「50.4%」削減する。

10,239.3 t-CO₂ → 5,075.3 t-CO₂
（2013（平成25）年度）→（2030（令和12）年度）

③ 一般廃棄物の焼却に係る排出削減目標

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「25.7%」削減する。

22,260.7 t-CO₂ → 16,534.5 t-CO₂
（2013（平成25）年度）→（2030（令和12）年度）

